

令和2年7月

第1～3学年保護者様

長崎県立小浜高等学校長 藤原 勝志  
(公印省略)

『奨学のための給付金』制度について (お知らせ)

平成26年度から、長崎県に居住し、住民税所得割額が非課税の世帯を対象に「奨学のための給付金」制度が導入されております。詳細につきましては、別添のリーフレットをご確認ください。

なお、リーフレットの中に記載されている「支給要件を満たしていても支給対象とならない場合」については、下記のとおりですので御確認ください。

また、本給付金の該当となる方につきましては、該当状況が判明次第、申請書や必要書類についてのより詳細なご案内をいたします。

以下のいずれかに該当する場合は、支給対象となりません。

- |   |
|---|
| <p>1 支給対象となる高校生等が以下のいずれかに該当する場合。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 高校を卒業したことがある者。</li><li>② 平成26年4月1日前から引き続き高校に在学している者。</li><li>③ 通信制の生徒で、単位の登録を行っていない者。</li><li>④ 7月1日現在、休学をしている者。</li></ul> <p>※ 休学期間が短く進級が見込まれる場合は、支給可能となることがあります。</p> <p>2 児童養護施設等に入所している場合や、里親やファミリーホームで養育を受けている場合において、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合。</p> <p>3 他の都道府県から、奨学のための給付金の支給を受ける場合。</p> <p>4 保護者等の全員又は一部が、道府県民税及び市町村民税の賦課期日に日本国内に在住していない等の理由により、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できない場合。(ただし、DVや失踪等の理由で課税証明書を提出できない場合を除く)</p> |
|---|